

カラス追払い機材貸付の手引き

必ずお読みください

西宮市では、カラスにより被害を受けている自治会等にカラス追払い機材一式を貸し出しています。貸出期間は原則1ヶ月です。

ただし、次の条件を全て満たすことを要件とします。

(貸出条件)

1. 借り受けた備品は申請書記載の借用（使用）目的以外には使用しないこと。
2. 借り受けた備品は善良な管理のもとで設置・使用すること。
3. 借り受けた備品の使用に係る設置料等の経費は借受者が負担すること。
4. 借り受けた備品を第三者に転貸してはいけないこと。
5. 借受者の故意又は過失により備品等が破損したときは修繕又は現物でもって賠償させる場合があること。
6. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
7. 行為内容の詳細について、周辺居住者へ十分に説明し、理解を得ること。
8. 備品を返却する場合は担当者の確認を受けること。

(注意事項)

- ① 貸し出す機材は、カラス用心棒（スピーカー）、バッテリー、充電器、収納ボックスです。
- ② カラス用心棒は、カラスが危険を感じた時の鳴き声をスピーカーで流しますので、近隣の住民にご理解をいただき、音量に十分配慮してください。
- ③ 支柱パイプは風などで倒れないよう確実に立ててください。
- ④ 本体は電気機器ですので、天候の悪い日などは使用をさけてください。
- ⑤ 電源は必ずバッテリー（貸出機材）を使用してください。
- ⑥ 本来の用途以外の使用はしないでください。
- ⑦ 長期間使用しない場合は、取り外して屋内など乾燥した場所に保管してください。

(問合せ先)

西宮市産業文化局産業文化総括室農政課
西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所
電話 0798-34-8490